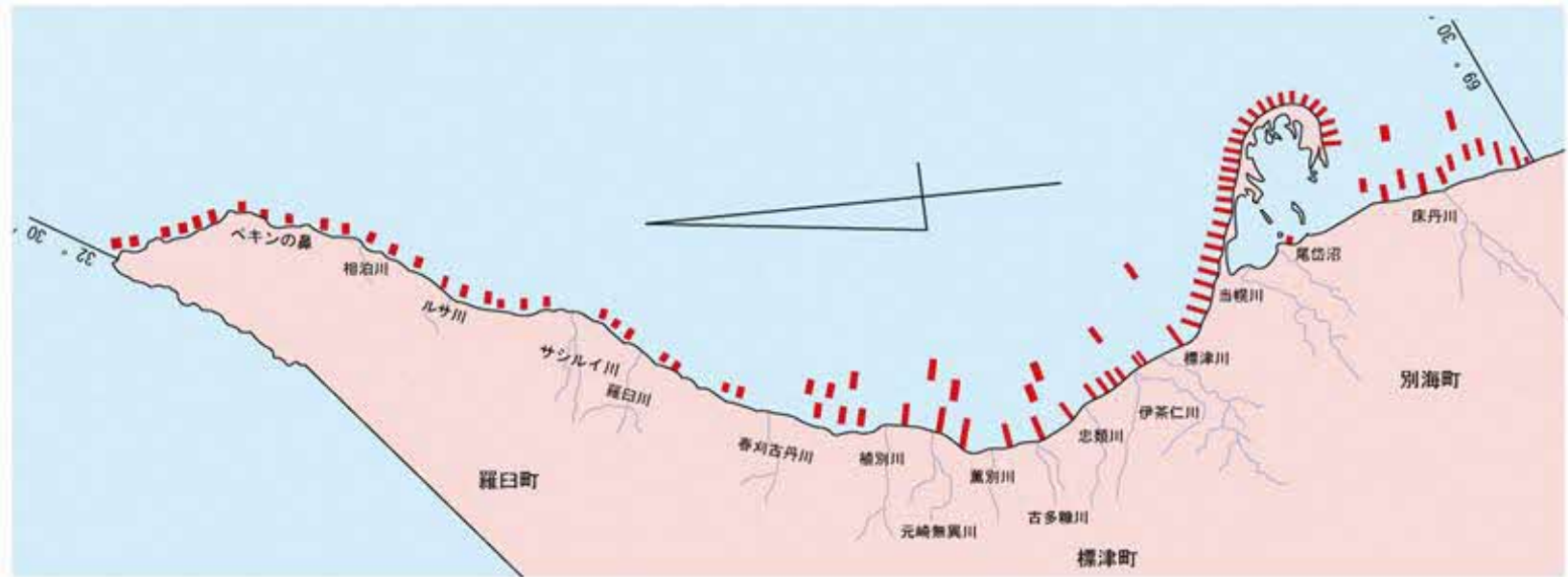


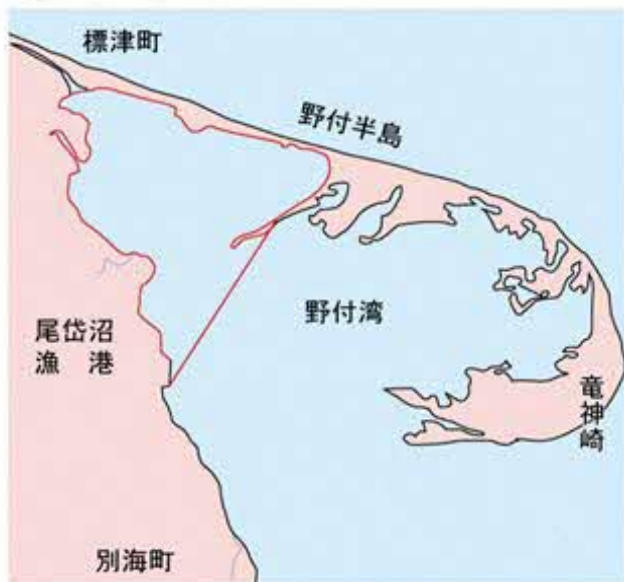
14 根室海区漁業調整委員会指示

指示番号	発動年月日	指 示 内 容	制 限 区 域	制 限 期 間	備 考
第 1 号	令和2年 5月25日	根室振興局管内太平洋沖合海域におけるマイワシを目的とする、たも網漁業及びすくい網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律267号）67条第1項の規定に基づき、制限する。	北海道海面漁業調整規則第32条の2に基づく別表2の2に掲げる区域を除く、根室振興局管内太平洋沖合海域においては、まいわしたもすくい網漁業を営んではならない。ただし、根室海区漁業調整委員会の承認を受けた場合はこの限りではない。	令和2年6月15日から 令和2年12月31日まで	
第 2 号	令和2年 6月22日	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、制限する。	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近で、別表（36P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和2年8月3日から 令和2年11月4日まで	
第 3 号	令和2年 6月22日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域（39P別図②参照）。	令和2年8月20日から 令和2年10月31日まで	禁止区域における「船舶」を使用する「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕してはならない。
第 4 号	令和2年 6月23日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46の各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない（39P別図③参照）。	令和2年9月20日から 令和2年12月31日まで	
第 5 号	令和2年 6月23日	根室海峡北部海域における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域（39P別図①参照）に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。	令和2年8月20日から 令和2年11月31日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。

別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図

